

第 7 1 回理事会議事録

日 時：2010年(平成22年)6月19日(土) 午前11時～12時30分

会 場：主婦会館「プラザエフ」(東京都千代田区六番町) 4階会議室<シャトレ>

理事・監事総数：19人(理事17人・監事2人)

出席者：二階俊博会長、高田明、加藤勝信の各副会長、村岡久平副会長・専務理事、岡崎温常務理事、石原泰彦理事・事務局長、大塚忠彦、大和久美代子、川崎雅雄、川島通正、小島正晴、小平孝夫、谷甚四郎、辻本三郎丸、友正慧、春木豊、前田修の各理事、有居晃、佐藤衛両監事(うち、委任状による出席は二階俊博会長、加藤勝信副会長、友正慧理事、佐藤衛監事)。なお、谷川大選手強化委員会委員長、高山守夫旧長拳普及委員会委員長、渡辺敏雄総務部長、渡辺雅人事業部長が陪席した。

本日の理事会が定款第21条の規定により成立していることを確認し、開会にあたり高田明副会長が挨拶を述べた。議長に岡崎温常務理事を選任した。議事録署名人に大塚忠彦理事、大和久美代子理事を選任し、次に報告および議案の審議に入った。

報 告：

一、村岡久平副会長・専務理事が、5月12日に開催した第70回理事会以降の事業活動等として、公認太極拳ABC級指導員認定事業が終了したこと、6月5日に「太極拳のまち」福島県喜多方市において、新市長のもとでは最初となる「第7回太極拳フェスティバル」が開催され、「太極拳集団演武交流会」では、海外からの参加は初めてとなる香港チームを含む23チームの演武が行われた。フェスティバルの参加者は、演武チーム、観客、講習会参加者などあわせて2,800人に上り来年の実施も決定したこと、中国の温家宝首相が、5月31日代々木公園で市民と太極拳で交流したことが、北京でも放映されたこと、于再清国際武術連盟(IWUF)会長・アジア武術連盟(WFA)会長が来日し、WFAの会長・事務総長打合せを行い、第27回全日本武術太極拳選手権大会を参観する予定となっていること、また、香港武術協会会長でアジア武術連盟副会長の霍震寰氏も同席予定であること、等について報告した。

議 案：

- 一、平成21年度(2009年度)事業報告承認の件
平成21年度(2009年度)事業報告について石原泰彦理事・事務局長が説明し、審議のうえ承認した。
- 二、平成21年度(2009年度)決算報告承認の件
平成21年度(2009年度)収支計算書・財務諸表について渡辺敏雄総務部長が説明し、有居晃監事が会計監査報告を行い、審議のうえ承認した。
- 三、定款の一部変更の件
相談役・顧問・参与職を名誉会長・名誉副会長・顧問職とする変更等の定款の一部変更について、渡辺総務部長が第70回理事会以降の経緯を説明し、審議のうえ、提案の内容で、認可申請書を文部科学省に提出することを承認した。
- 四、役員改選の件

役員任期満了にともなう改選にあたり、下記の19氏を理事および監事として、村岡久平副会長・専務理事より総会に提案することを決定した。なお、名誉副会長の新任、顧問、講師、専門委員会役員任期満了にあたり、村岡久平副会長・専務理事の提案による名簿を審議のうえ決定し、理事会の推薦により会長名で委嘱することを確認した。

理事および監事の氏名、住所は次の通り。

理事	二階 俊博	重任
理事	加藤 勝信	重任
理事	村岡 久平	重任
理事	岡崎 温	重任
理事	石原 泰彦	重任
理事	大沢 藍未	新任
理事	大塚 忠彦	重任
理事	奥村 吉昭	新任
理事	大和久美代子	重任
理事	川崎 雅雄	重任
理事	川島 通正	重任
理事	高山 守夫	新任
理事	谷 甚四郎	重任
理事	辻本 三郎丸	重任
理事	友正 慧	重任
理事	春木 豊	重任
理事	前田 修	重任
監事	有居 晃	重任
監事	恩田 享位	新任

五、2010年度第2期本部研修生名簿承認の件

石原泰彦理事・事務局長が、2010年度第2期本部研修生対象者名簿（案）により提案・説明し、審議のうえ承認した。

六、選手強化ランキング指定および助成費規定の改正に関する件

石原泰彦理事・事務局長が、強化指定選手ランキング規定および強化助成費規定により提案・説明し、審議のうえ承認した。

七、都道府県連盟組織問題に関する件

1) 第70回理事会決定事項確認の件

資料「第70回理事会その他の確認事項に関する理事会決定」を総会に提出・説明することを確認した。

2) 加盟団体規程確認の件

資料「加盟団体規程」を総会に提出・説明することを確認した。

3) 宮崎県連盟に関する件

宮崎県連盟が主管した「2009年スポレク宮崎太極拳大会」の県連盟収支決算報告書が未決案件となっている件に関して、6月19日の理事会開催前に、関係理事が宮崎県連盟会長、副会長に対して事情聴取を行った。そのうえで、本件を理事会で審議した。その結果、次の通り確認した。

<宮崎県連盟に関する確認事項>

1. スポーツ団体の精神に照らして、宮崎県連盟が関係者の除名処分または除名処分相当の決定を行うことを容認しない。
2. スポーツ団体の精神に照らして、宮崎県連盟が法的手段（刑事告訴、民事訴訟等）によって問題解決を図ることを容認しない。
3. 宮崎県連盟執行部（会長、副会長、理事長）は、本件の事態が生じたことに対して執行部責任を共有するべきである。

本日の議事を以上で終了し、議長の岡崎温常務理事が閉会を宣言した。